

日本小児循環器学会地方会認定審査施行細則

(目的)

第1条 日本小児循環器学会地方会の認定審査を円滑に進めるため、日本小児循環器学会地方会認定審査施行細則を定める。

(審査)

第2条 認定の審査は申請書類をもとに、日本小児循環器学会地方会委員会（以下「委員会」と呼ぶ）において行い、委員会は審査結果を理事会に報告する。

2. 認定の審査は原則として1年に1回行う。

(認定基準)

第3条 認定基準は以下の通りである。

- (1) 小児循環器学会に含まれる専門領域に関する会であること
- (2) 会員が主体となって運営されていること
- (3) 会費が徴収されていること
- (4) 会則をもって運営されていること
- (5) 年1回以上の定期的会合が開催され、3年以上の実績があること
- (6) 原則として抄録またはプログラムが整備されていること
- (7) プログラムには一般演題とシンポジウム・特別講演等が含まれること
- (8) 都道府県単位、またはそれ以上の規模であること
- (9) 原則として参加者が15名以上であること、参加者のうち本学会員が5名以上であること

(申請手続き)

第4条 必要な申請書類は以下のものである。

- (1) 申請書（様式1-1）
- (2) 地方会会則
- (3) 代表者を含めた会の運営に関わる者（幹事など）の氏名と所属のリスト（様式1-2）
- (4) 過去3回以上のプログラム（抄録があれば添付すること）
- (5) 過去3回以上の参加者リスト（日本小児循環器学会会員を明示すること）

2. 前項の書式一式を添えて、8月末日（当日消印有効）までに、日本小児循環器学会事務局に申請すること。

3. 封筒に「日本小児循環器学会地方会」申請書と朱書の上、【簡易書留】にて送付すること。

4. 地方会の名称、代表者または事務局に変更があった場合は速やかに届け出ること。

(様式 1-3)

(認定)

第5条 委員会における審査結果をもとに、理事会において適当と判断された場合には「日本小児循環器学会地方会」として認定される。

2. 期限内に認定の申請があったものは、翌年の1月末日までに認定作業を終了する。

3. 新しく認定された地方会の認定資格は翌年4月1日より有効とする。

(参加証の発行)

第6条 認定を受けた地方会は、学術集会参加者に対して、理事会が定める参加証を発行すること。

(様式 1-4)

付則

(施行期日)

この規約は、平成26年7月4日から施行する。

第4条第4項は平成27年1月12日から適用される。

第6条は平成27年7月15日から適用される。